

ショートステイ  
デイケア

# 横浜市

# 産後母子ケア事業

出産後の心身や赤ちゃんのこと、育児について

保健師・助産師等がお母さんの不安や心配に合わせて支援します。

## ご利用例

- 出産後赤ちゃんと一緒にいる時間が少ないまま退院になってしまい、自宅に帰ったあと授乳や沐浴等がうまくできずとても不安。
- 助産師さんに自宅での過ごし方や育児手技を学びたい。
- 泣いたとき等の対応を助産師さんと一緒に考えて練習したい。

## 主な支援内容

- 沐浴指導など、基本的な育児手技の確認
- おっぱいケア、授乳頻度・方法の確認
- 赤ちゃんが泣いたときの対応
- 生活リズムの整え方、帰宅後の赤ちゃんとの生活する上でのポイント 等



基本的に母子同室で過ごしていただきます。**赤ちゃんの預かり希望でのご利用はできません。**

## 利用対象者(全ての項目に該当する方)

- 横浜市に住所のある方
- 産後4か月未満の母子 ※早産児は出産予定日を基準とする
- 現在治療中の病気がない(服薬中の方は要相談)
- 保健師・助産師等の支援を必要とする方

※ご利用希望者全員が必ず使える支援ではありません。

利用についてはお住まいの区にご相談いただき、具体的にお話を伺って決定します。

事業名称	利用時間等	利用料金	利用上限
母子デイケア (通い型)	1日 9時～17時(8時間) (昼食付)	1回 2,000円	それぞれ 7日間まで
母子ショートステイ (入所型)	1泊2日から 9時～翌17時 (昼食(2回)・夕食・朝食付)	1泊2日 6,000円 (その後1日追加毎に 3,000円追加)	

※原則として利用決定後の日程変更はできません。キャンセルの場合は利用予定施設と区役所に連絡が必要です。

利用日の2日前の17時以降のキャンセルは費用が発生します。

※市民税非課税世帯及び生活保護世帯は、自己負担を免除されます(証明書が必要です)。

※多胎児の方は母子ショートステイの利用上限を14日間までとしています。

## 利用の流れ・注意事項

### 1 相談面接・申し込み(出産後)



事前にお住いの区役所の保健師・助産師等との相談面接が必要です。利用までに時間を要するため、希望の約2週間前までに相談・申し込みをお願いします。

### 2 利用決定



ご家庭の状況に合わせた子育て支援として、他のサービスをご案内することもあります。また、**利用施設や利用日数等は産後の支援として総合的に判断し、区福祉保健センターが決定します。**

### 3 事業利用



分娩や感染症対応等で、ご希望に沿った利用が難しい場合があります。

### 4 区子ども家庭支援課の利用後支援

保健師や助産師等が事業の利用後も育児の状況についてご確認し、お母さんの不安や心配に寄り添って支援します。

## 利用申し込み・お問い合わせ

利用申し込みは、出産後にお住まいの区の福祉保健センター子ども家庭支援課で受付けます。  
なお、利用についてのご相談は **妊娠28週** から可能です。

区名	電話番号(045)	区名	電話番号(045)	区名	電話番号(045)
鶴見区	☎510-1840	保土ヶ谷区	☎334-6323	青葉区	☎978-2456
神奈川区	☎411-7111	旭区	☎954-6160	都筑区	☎948-2349
西区	☎320-8467	磯子区	☎750-2448	戸塚区	☎866-8472
中区	☎224-8171	金沢区	☎788-7787	栄区	☎894-8049
南区	☎341-1151	港北区	☎540-2365	泉区	☎800-2447
港南区	☎847-8411	緑区	☎930-2356	瀬谷区	☎367-5747

#### 【受付時間】祝日除く月～金の8時45分～17時

※市外固定電話や携帯電話・スマートフォンよりお問い合わせいただく際は、電話番号の頭に市外局番「045」を付けてお電話ください。

利用できる施設は、横浜市  
ホームページをご確認ください。

横浜市 産後母子ケア



#### 事業に関するお問い合わせ先

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課  
産後母子ケア事業(ショート・デイケア)担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
☎045-671-2455(祝日除く月～金の8時45分～17時)